

無利息型普通預金（無利息型総合口座）（1/2）

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	無利息型普通預金（無利息型総合口座）
2. 販売対象	法人および個人
3. 契約期間	期間の定めはありません。
4. 預 入	(1) 預入方法 随時預入 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	随時支払いできます。
6. 利 息	利息はつきません。
7. 税 金	利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手 数 料	キャッシュカード等による取扱いにあたっては、ご利用時間帯により当金庫所定の手数料を徴求します。 (詳しくは、別紙の「各種手数料のご案内」をご覧ください)
9. 付加できる 特約事項	(1) 個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率) (2) マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	_____
12. リスクに関する 重要事項	預金保険制度の付保対象預金です。 (預金保険制度により全額保護されます。)
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。



都の都信用金庫

無利息型普通預金（無利息型総合口座）（2/2）

14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取ができます。(2) 既存の普通預金（総合口座を含む）から無利息型普通預金（無利息型総合口座を含む）への変更または無利息型普通預金（無利息型総合口座を含む）から既存の普通預金（総合口座を含む）へ変更することができます。
------------------	---

